

日南市自治公民館等整備資金貸付要綱

平成 21 年 3 月 30 日
教育委員会告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の振興と活力あるまちづくり、人づくり、生涯学習の場としての自治公民館等（以下「公民館」という。）の新築、購入、修繕又は公民館用地の取得若しくは造成（以下「整備」という。）に必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付の対象事業)

第 2 条 貸付の対象となる事業（以下「貸付事業」という。）は、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 建物の新築事業 新たに建物を建築する事業をいう。
- (2) 建物の購入事業 新たに建物を購入する事業をいう。
- (3) 建物の移築事業 建物引家等により移築する事業をいう。
- (4) 建物の改修事業 既存の建物を増築し、改装し、又は修繕する事業をいう。
- (5) 土地取得事業 公民館整備用地の取得又は土地造成事業をいう。

(貸付の額)

第 3 条 貸し付ける資金の額（以下「貸付金」という。）は、前条による事業費の範囲内とし、国又は地方公共団体等が経費を負担した場合は、その額を控除した額の 10 分の 5 以内とする。ただし、災害による貸付事業に係るものについては 10 分の 10 以内とする。

2 貸付金は、1 件当たり 50 万円以上とし、その額に 10 万円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。

(貸付の対象者)

第 4 条 貸付を受けることができる公民館は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）260 条の 2 に定める地縁により団体の認可を受けたもので次の各号に該当するものとする。

- (1) 元利金の償還の見込みが確実であるもの
- (2) 貸付事業及び借入れに対し、公民館総会の議決を受けたもの
- (3) 土地取得事業の場合、用地取得後 2 年以内に建物の新築、購入、移築、増築のいずれかが確定しているもの
- (4) この貸付による貸付残額がないもの

(貸付の申請)

第 5 条 資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自治公民館等整備資金貸付申請書（別記様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて原則として事業着

工前の6月前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 地縁による団体認可証明書の写し
- (2) 公民館総会議決書の写し
- (3) 事業計画書（別記様式第2号）
- (4) 収支予算書（別記様式第3号）
- (5) 見積書、平面図、配置図及び見取図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 日南市自治公民館等整備費補助金の交付を申請している事業にあつては、補助金交付申請書の写しをもって前項各号に掲げる書類に代えることができる。

（貸付の内定）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上、貸付を適当と認めるものについては自治公民館等整備資金貸付内定通知書（別記様式第4号）、貸付を不相当とする場合には自治公民館等整備資金却下通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（資金の申込書）

第7条 申請者は、前条の規定により、貸付の内定を受けた後第2条に掲げる事業に着工するものとし、事業が完了したときは、自治公民館等整備資金借入申込書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 請求書及び設計書の写し
- (4) 登記簿謄本の写し
- (5) 契約書の写し
- (6) 購入に関する書類
- (7) 完成写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 日南市自治公民館等整備費補助金の交付の決定を受けた事業にあつては補助事業実績報告書の写しを前項各号に掲げる書類に代えることができる。

（資金の決定通知）

第8条 市長は、前条に規定する借入申込書を受理したときは、その内容を審査し、貸付資金の決定をしたときは申請者に対して自治公民館等整備資金貸付決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（資金の請求）

第9条 前条により決定通知書を受けた申請者は、自治公民館等整備資金借用証書（別記様式第8号。以下「借用証書」という。）を市長に提出しなければならない。

(資金の交付)

第10条 資金の交付は、借用証書を受領した後、指定する口座への振込みの方法により行う。

(貸付条件)

第11条 貸付金の貸付条件は、次のとおりとする。ただし、資金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）はいつでも繰上償還することができる。

- (1) 利率 無利子
- (2) 償還期間 500万円未満までは5年以内、500万円以上は10年以内とする。
- (3) 償還方法 元金均等年賦償還とし、償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して初回償還日に償還するものとする。
- (4) 担保設定 貸付事業により取得した物件には、抵当権を設定しなければならない。

(貸付決定の取消し等)

第12条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付の決定を取り消し、又は貸付金の全部又は一部を償還させることができる。

- (1) 貸付金を貸付の目的以外に使用したとき。
- (2) 貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。
- (4) その他正当な理由がなく貸付条件に違反したとき。

(延滞利息)

第13条 借受人が償還期日までに償還金又は前条の規定による償還を怠ったときは、その償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14.6パーセントの割合を乗じた金額の延滞利息を徴収するものとする。

(公民館の整備計画)

第14条 貸付を受けようとする者は、原則として事業に着手する前年の9月30日までに自治公民館等整備計画書（別記様式第9号）を提出するものとする。

(処分の制限)

第15条 借受人は、貸付金の償還前において、貸付金に係る公民館又は土地若しくは借地権を貸付金の貸付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸与してはならない。

(審査委員会)

第16条 資金の貸付に関し、必要な事項を審査するため貸付審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員長は、教育長を充てる。
- 3 委員は、教育次長 文化生涯学習課長、協働課長、財政課長、建築住宅課長を充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理とする。

- 5 委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査及び報告)

第17条 市長は、借受人に対し貸付金の使用の状況等について調査及び報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。